

令和4年4月28日
都 市 局
まちづくり推進課

御堂筋の玄関口に新たなランドマークが誕生

～（仮称）淀屋橋駅東地区都市再生事業を国土交通大臣が認定～

（大阪府大阪市）

国土交通大臣は、（仮称）淀屋橋駅東地区都市再生事業を優良な民間都市再生事業計画として認定しました。これにより、金融支援や税制上の特例措置の支援が受けられます。

本事業では、大阪市の御堂筋周辺地域において、オフィス・金融機関・商業等の複合施設を整備し、御堂筋の玄関口に新たなランドマークを形成します。

本計画は、以下を中心に、大阪市の御堂筋周辺地域において新たなランドマークを形成します。

- 国際レベルの人材・企業の受け皿となる高規格なオフィスの整備により御堂筋周辺地域の国際競争力を強化
- 3層吹き抜けの淀屋橋広場の整備や淀屋橋駅コンコースの歩行者空間の拡幅等によりターミナルにふさわしい交通拠点機能を整備
- 建物低層部における御堂筋沿道にふさわしい上質な商業施設の導入等により御堂筋の玄関口に賑わい空間を形成
- 非常時には隣接する淀屋橋駅西地区事業者と協力し、エネルギーの面的利用を行うことにより事業継続性の高いエリア構築に貢献



<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室

担 当：田端、林、植島

電 話：03-5253-8111(代表) (内線 32-542, 30-615, 32-544)
03-5253-8127(直通)

F A X：03-5253-1589

民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 申請事業者の名称
中央日本土地建物株式会社
京阪ホールディングス株式会社
株式会社みずほ銀行
2. 都市再生事業の名称 (仮称) 淀屋橋駅東地区都市再生事業
3. 都市再生事業の目的
本事業区域は大阪市の御堂筋周辺地域に位置し、都市再生緊急整備地域、及び特定都市再生緊急整備地域（大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域）に指定されており、当地域の地域整備方針においては、大阪、関西のみならず国土の発展、成長をけん引する国際競争力を備えた拠点の形成などの方針が定められている。また、平成26年に決定された「御堂筋本町北地区地区計画」においては、御堂筋沿道に連続した上質な賑わい空間を創出することなどの整備方針が定められている。
本計画では、敷地共同化を前提とした国際レベルの人材・企業の受け皿となる高規格オフィス導入を中心に、多様なビジネス交流や情報発信、上質な賑わいと活力にあふれ、御堂筋にふさわしい風格を備えた都市空間の創出と、安全・安心、環境に配慮した持続的な街の運営を担う都市再生事業の実施により、大阪・関西のみならず国土の発展、成長の牽引を図る。
4. 事業施行期間 令和4年6月10日～令和7年7月31日（予定）
5. 事業区域
 - (1) 位置
(従前地) 大阪府大阪市中央区北浜三丁目1-1～8、3、3-1、3-3、3-4、4、5、38-1、39、40-1、41、43-1
(仮換地) 北浜三丁目地区土地区画整理事業1街区1画地、1街区2画地
 - (2) 面積 5,301.13 m²

6. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物 番号	階 数	建築 面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地 面積	延べ面積 の敷地面 積に対す る割合	建築面積 の敷地面 積に対す る割合
1	地上 31 階 地下 3 階 塔屋 1 階	2,686.83 m ²	72,910.04 m ² (62,978.99 m ²)	3,940.82 m ²	1,598.12%	68.18%
合 計		2,686.83 m ²	72,910.04 m ² (62,978.99 m ²)	3,940.82 m ²	1,598.12%	68.18%

(2) 建築物構造、設備及び用途

[建築物番号 1]

- ・ 構造方法 鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・ 設備 空調設備、衛生設備、防災設備、電気設備、昇降機
- ・ 用途 事務所、物販店舗、飲食店舗、自動車車庫、自転車駐車場

(3) 公共施設の種類、規模等

広場 1,504.35 m²、緑地 252.27 m²

7. 事業スケジュール（予定）

令和4年6月10日 着工
 令和7年7月31日 竣工

令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度							
4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1				
基本設計・実施設計・確認申請																							
				着工																竣工			

■ イメージ、施設概要図



■ 周辺状況

